平成 24年(2012年)3月19日地域支えあい推進等別委員会資料地域支えあい推進室区民活動センター調整担当

平成24年度区民活動センター運営委員会への委託の考え方について

委託の考え方は、下記のとおりとする。

記

- 1 委託経費は、総額5%程度の圧縮(通年換算)を行う。
- 2 委託料の算出方法
- (1)区域の人口数等で勘案
- (2) 指定事業による加算
- 3 指定事業について

各運営委員会の年間活動計画を考慮し、暮らしやすい地域づくりに向けた取組みを推進するため、平成24年度の運営委員会への委託業務の中に、新たに指定事業の項目を設ける。

この指定事業は、区が提示する課題について、運営委員会から提案された事業を審査し、決定するが、提案は任意とする。

(1) 課題

「地域支えあいや地域の防犯・防災」

※事業提案にあたっての視点の例

≪高齢者や子ども等の交流サロンの運営、一人暮らし高齢者を地域とつなぐ催しの開催、集合住宅への支えあいや防犯・防災への取組みの浸透、商店街や学校とのタイアップによる支えあい活動、お買い物困難者への対応、ちょっとしたお手伝い・困りごとへの支援、支えあいサポーターの養成、マップづくり 等≫

に向けて、数年にわたり継続的に行う取組み

- (2) 指定事業に伴い加算する委託料額
 - ① 総額は、60万円程度とする。
 - ② 一運営委員会つき一事業とし、上限は20万円とする。
 - ③ 審査の結果、指定事業にかかる経費の合計が総額の60万円を超えた場合は、計画書の必要経費に応じ按分する。
- (3) 選出方法等
 - ① 提案について、ヒヤリングを実施する。
 - ② 同一事業の提案は3か年を限度とし、審査は毎年度実施する。
 - ③ 指定事業を行った運営委員会は、年度末に、報告会(全運営委員会対象)で発表する。